

龍ヶ崎市立長山中学校いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立長山中学校

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの
＜いじめ防止対策推進法第2条1項＞

(2) いじめ防止等の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身、財産に重大な危険を生じる恐れがあるものとの共通認識に立ち、以下の基本理念をもといじめ防止等に取り組むものとする。

「いじめをしない、させない、許さない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、教職員、生徒、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、すべての生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進する。

2 学校経営方針に基づいたいじめ防止のための施策

(1) いじめ防止等の基本姿勢

- 生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- いじめの早期発見に努め、認知した場合は迅速に対応する。
- 小中一貫した教育活動で、他者を思いやる心を育て、居心地のよい学級をつくる。
- 地域全体でいじめ問題に取り組む環境を整える。

(2) 認め合う信頼関係づくりができる教師

生徒は人格ある存在である。生徒の人格を大切にして、謙虚な思いで接する教師を生徒は理解する。教師が本気で生徒を思う気持ちを生徒は理解する。

- 教師は、生徒に信頼される人格を形成すること。
- 教師は、生徒に信頼されるようなかわりをする。
- 教師は、生徒に信頼されるような授業をすること。

(3) 授業づくりを核とした人間形成の推進

生徒が学校生活の大半を占める「授業」こそ、生徒の人間形成及び中学校における課題を解決するためのとても大切な時間である。

- ①授業の場で生徒の居場所をつくる。
- ②自ら進んで考え、探究する主体的な態度を養う。
- ③対話的な学びを通して、共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- ④言語活動を充実させ、言語力を高める。
- ⑤学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。

これらの5つを実現することによって、生徒の学校生活の不安を解消し、目標の設定、学力の向上、生活の安定、進路の確保につなげていく。

(4) 教育活動全般を通した人間関係づくりの推進

①学級経営・学年経営

生徒の生活母体は、学級である。学級が心の居場所としてよりどころとなっているかが、満ち足りた中学校生活となるか、不信感・不安を蓄積した生活となるか分岐点となる。

ア本気で向き合うことができる時間の確保

- ・目立つ子よりも目立たない子・おとなしい子への配慮
- ・生徒との会話から、安心感・安定感をもたせ自信を形成

イ柔らかな学級担任のまなざし（受容の気持ちをもつ）

- ・ダメな部分を探す目ではなく、温かい目
- ・見張る目ではなく認める目
- ・叱る目ではなく賞める目
- ・上から目線ではなく、生徒と同じ目線

ウ話材豊富な教師

・様々な場面をとらえ、学級担任の思い（話）は、期待感、希望など前向きな話
エ朝の会・帰りの会の有効活用

・ただの連絡の場ではなく、「心を耕す時間」＝感性を磨く、心を磨く時間
オ生徒と生徒、生徒と教師の心のつながりをつくる環境づくり

- ・人的環境＝教師のかかわり、生徒相互のかかわり、コミュニケーション
- ・物的環境＝教室の整理整頓、潤いのある環境、工夫した掲示物
- ・心的環境＝活動への意欲づけ、自律心、自己有用感の育成

②日常生活における指導の場面

教師の本気は、必ず通じる。生徒と本気で向き合うこと、見守ることが大切である。

ア本気で、その子のことを考えた「心に訴えかける」指導

- ・怒鳴らない、ののしらない、侮辱しない
- ・行動・行為の問題を理解させる、納得させる
- ・心の変化が見られるまで付き合う
- ・行動・行為の背景を探る配慮
- ・指導は、組織的な対応
- ・保護者への丁寧な説明と協力の依頼

イ生徒に届ける、伝える言葉の工夫＝教師の言語力の向上

- ・個に応じた話し方、話す内容、言葉かけの工夫

※「生命、人権にかかわること」「学習する権利の放棄」「学習する権利の妨害」「他の財産を脅かすこと」については、毅然とした厳しい指導が必要。

③生徒会活動（自治活動）

学級の係活動、当番活動（日直、給食、清掃など）、学年生徒会活動、生徒会活動など学級生活、学校全体、友達に貢献できる活動では、生徒の行動・行為の事実を賞める場面が多くある。生徒が動く場面で認める場面が生まれる。

ア自尊感情の育成と信頼関係の構築

- ・教師が仕組んだり支援したりしてできたことは、生徒のがんばりとして賞賛
- ・生徒は、自分を認めてくれた仲間や教師と、信頼関係を構築していく工夫した、意図的な場の設定
- ・生徒が自ら進んで取り組めるような計画の作成＝自治活動の場

④学校行事

繫龍祭（体育的行事）、創龍祭（合唱祭）、卒業式、修学旅行などの学校行事には、計画、準備段階から生徒を伸ばしたり、励ましたり、賞めたりする機会がたくさんある。教師の働きかけにより生徒個人・集団が満足感や充実感を味わえると、生徒同士や教師への感謝の気持ちをもつことができる。

ア行事を推進するに当たっての指導意識

- ・「どの子を」「どんなことを」「どんな場面で」「何を伸ばすか、育てるか」「この行事で集団・個人として、どんな力を身に付けさせたいか」「他者を理解する場の設定」など＝教育的な構想・ビジョンの設定

⑤部活動

部活動は、中学校生活の中で生徒がとても楽しみにしている活動である。それだけに、生徒の成長を促す機会となり、教師の果たす役割は大きく生徒と生徒、生徒と教師との関係はとても大切である。

- ・部活動経営が教師の独善的運営にならないようにすること
- ・目的が明確で、活動に思いつきではなく計画性があり、生徒がそれを理解し、「頑張るぞ！やるぞ！」という気持ちをもたせられること
- ・勝利至上主義にならず、部活動をとおして育てたい力が明確になっていること
- ・部員共通の目的に向かって活動できる集団づくりをすること
- ・生徒への言葉かけで生徒の動きや気持ちが変化していくこと＝コーチングの工夫

⑥生活全般で認め合う場

生徒は意図的にあるいは何気なくよいことをしていることがある。あるいは役割を担うために活動していることもある。教師は生徒に対して賞め言葉、認めてあげる言葉を表現していく。教師同士で生徒のよい話題を共有し、生徒に伝えていく。生徒同士にもお互いのよさを発見できる心を育む。

- ・「生徒を見る」→「行為・行動を認める」→「表現する」

⑦生徒がつくりあげた「めざす生徒像」の意識化

生徒会を中心につくりあげた「めざす生徒像」を生徒が常に意識して生活し、よりよい学校づくりが生徒の手によってできるよう教師が支援をしていく。

〈龍ヶ崎市立長山中学校 めざす児童生徒像〉※長山中学校区小中学校共通

- 「徳」＝心豊かで思いやりのある児童生徒
- 「知」＝自ら学び自ら考える児童生徒
- 「体」＝心身ともに健康でたくましい児童生徒

3 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止に関する措置

- ①いじめ対策委員会を設置し、定期的な会議の実施による生徒に関する情報交換、情報共有
- ②いじめ防止集会や道徳の授業を生かした学校全体での人権意識の高揚
- ③学校生活アンケート、シャボテンログ、C & S 調査等のアンケートを活用した生徒の実態把握及び結果分析
- ④養護教諭、龍の子さわやか相談員、校内フリースクール相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、STANDBY アプリ等を活用した教育相談体制・支援体制の充実
- ⑤教育活動全般において、上記「2(4) 教育活動全般を通じた人間関係づくりの推進」に係る内容の具現化

- ⑥「民生委員・児童委員との懇談会」「学校評議員会」等を活用した保護者や地域と連携による情報交換及び取組への理解

(2) いじめ発生時の対応

措置アンケート、生徒の訴えや保護者等からの情報提供があった場合、速やかにいじめ対策委員会を開催し、次の内容について確認し複数の職員で対応に当たる。

- ①いじめ対策委員会を開催し、指導内容、指導過程等について協議及び全職員への事実の周知

②事実確認の徹底

- (ア) いじめを受けた生徒からの聞き取り
- (イ) いじめを受けた生徒からの聞き取りに基づいた事実確認
- (ウ) いじめを行った該当生徒への聞き取り

③事実確認後の報告

- (ア) いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒からの聞き取った内容についての確認及び保護者への報告内容、指導内容について協議
- (イ) いじめを受けた生徒の保護者への事実確認の報告及び今後の支援体制の連絡
- (ウ) いじめを行った生徒の保護者への事実確認の報告及び今後の指導内容の連絡

④今後の指導内容

- (ア) いじめを受けた生徒への支援内容、支援体制の確認
- (イ) いじめを受けた生徒の保護者への上記「6 (2) (ア)」の説明と今後の協力依頼
- (ウ) いじめを行った生徒への指導内容、指導体制の確認
- (エ) いじめを行った生徒の保護者への上記「6 (2) (ウ)」の説明と今後の協力依頼

⑤いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応

- (ア) いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認
- (イ) 今後のいじめ防止に係る取組内容、指導内容・体制の検討
- (ウ) 改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全生徒、全職員への周知

- ⑥龍ヶ崎市教育委員会（以下、市教委）への報告上記①から⑤について、適時に報告をする。

(3) いじめ発生における重大事態発生時の対応

①重大事態とは

アいじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき＜法第 28 条第 1 項(1)＞

＊「生命、心身又は財産に重大な被害」について

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき＜法第 28 条第 1 項(2)＞

＊「相当の期間」については、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、迅速に対応する。

②重大事態発生時の対応

ア原則、上記「３(２)」のとおり対応

※上記「３(２)②」に学校全体で生徒及び保護者対象に「アンケート調査」を実施する場合有。

イ市教委への報告及び指導についての協力依頼

ウ市教委からの指導に基づいた対応

(ア) いじめの事実確認に係る調査方法

(イ) 校内の指導体制の確認

(ウ) 当該保護者への説明内容の確認

(エ) マスコミ、ＰＴＡ、地域の対応方法

(オ) 関係機関（警察署、児童相談所等）への連絡

③その他

- ・ 龍の子さわやか相談員、スクールカウンセラー、校内フリースクール相談員、スクールソーシャルワーカー等を活用した当該生徒以外の生徒への心のケア体制の整備